

長野県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第10条第4号及び第11条第2号ロの国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、長野県内（長野市・松本市を除く）における住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 法第9条の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第6条に規定する申請書（規則別記様式第1号）に次条に規定する書類を添付し、提出するものとする。

- 2 申請者は、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会（セーフティネット住宅登録事務局）が運営管理する「セーフティネット住宅情報提供システム」（以下「システム」という。）により、申請書を作成し、提出するとともに、次条で定める添付書類を別途電子データ等で提出するものとする。ただし、申請書をシステムにより提出することができない場合は、申請書作成に必要な事項を長野県庁建設部建築住宅課へ持参又は郵送により提出するものとする。

(登録申請書の添付書類)

第3条 申請書には、規則第9条に規定する書類及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請書に竣工年月日が記載されている場合であって、3階建て以下で昭和57年5月以前に竣工した住宅であるとき、4から9階建てで昭和58年5月以前に竣工した住宅であるとき、10から20階建てで昭和60年5月以前に竣工した住宅であるとき、若しくは21階建て以上の住宅であるとき、又は申請書に着工年月日のみが記載されている場合は、次のいずれかの書類

- イ 昭和56年6月以降に着工したことが確認できる建築確認台帳記載事項証明等の書類
- ロ 新耐震基準等を満たしていることが確認できる耐震診断報告書や耐震改修報告書等の書類

- (2) 告示第2条第5号又は第3条第5号の「これと同等以上の機能が確保されている」共同居住型賃貸住宅の場合にあつては、同等以上の機能が確保されている理由を説明する書類

- (3) その他知事が必要と認め別に指示するもの

- 2 規則第9条第2号から第4号まで及び第6号に規定する誓約書は、システムにより作成し、提出するものとする。システムによる作成が困難な場合、様式1及び誓約書別添により作成するものとする。

- 3 申請者が、前条第2項の申請書に宅地建物取引業の免許証番号、住宅宿泊管理業の登録番号又は賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号を記載した場合は、当該申請者が法人のとき及び未成年であってその法定代理人が法人のときは誓約書別添の「当該法人の役員」欄の記載を省略することができる。

(登録等の通知)

第4条 知事は、法第8条の登録を行ったときは、法第10条第3項の規定に基づき申請者へその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、法第10条第4項の規定により登録を行わないときは、その理由を付して申請者へ通知するものとする。
- 3 知事は、法第8条の登録を行ったときは、法第10条第5項の規定に基づき、当該住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の存する市町村の長に通知するものとする。

(登録の拒否の通知)

第5条 知事は、法第11条第1項の規定により登録を拒否するときは申請者へその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 申請者は、知事が登録を行う前に申請を取り下げるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下書(様式2)によりその旨を知事へ届け出るものとする。

(登録事項の変更)

- 第7条 登録を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、法第9条の規定により登録した事項を変更した場合には、当該変更が生じた日から30日以内に規則第18条に定める登録事項等変更届出書を知事に提出するものとする。その場合、法第12条第2項に規定する書類等のほか、本要綱第3条各号に掲げる書類のうちその記載事項が変更されたものを添付することとする。
- 2 前項の届出書は、システムにより作成、提出するものとする。ただし、届出書をシステムにより提出することができない場合は、届出書作成に必要な事項を長野県庁建設部建築住宅課へ持参又は郵送により提出することとする。
- 3 知事は、法第12条第3項の規定により変更の登録を行ったときは、当該登録住宅の存する市町村の長に遅滞なく通知するものとする。

(登録簿の閲覧)

第8条 法第13条の規定による登録簿の閲覧は長野県庁建設部建築住宅課において行うものとし、閲覧時間は長野県庁開庁日の午前8時30分から午後0時まで及び、午後1時から午後5時15分までとする。

(廃止の届出)

第9条 登録事業者は、登録を受けた事業を廃止したときは、法第14条の規定によりその日から30日以内に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書(様式3)により知事

へ届け出るものとする。

(登録の抹消)

第10条 知事は、法第15条第1項の規定により登録を抹消したときは、当該登録のあった登録住宅の所在地の市町村の長に通知するものとする。

(報告)

第11条 知事は登録事業者に対し、必要に応じて、登録住宅の管理の状況について報告を求めることができる。

2 登録事業者は、前項により報告を求められた場合は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書(様式4)により、速やかに報告をしなければならない。

(指示)

第12条 知事は法第23条の規定により指示を行うときは、書面により指示事項を登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じ是正またはその他の措置を講ずるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸事業是正等計画書(様式5)に具体的な是正等の内容を記載して、知事に提出しなければならない。

3 登録事業者は、前項の規定による是正等が完了したときは、速やかに住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等完了報告書(様式6)を知事に提出しなければならない。ただし、法第23条第1項の場合を除く。

(登録の取消し)

第13条 知事は、法第24条第1項又は第2項の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を取り消したときは、その旨を登録事業者であった者及び当該登録のあった登録住宅の事業者及び所在地の市町村の長に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月22日から施行する。

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。